

愛知県地域医療介護総合確保基金事業（介護従事者確保分）
補助金交付要綱の一部を改正する要綱

愛知県地域医療介護総合確保基金事業（介護従事者確保分）補助金交付要綱（平成27年10月29日付け27地福第1169号）の一部を次のように改正する。

第2の3（2）「介護人材資質向上事業については、政令市にあっては50,000千円、中核市及び広域連合にあっては20,000千円、政令市及び中核市を除く市にあっては10,000千円、それ以外の補助事業者にあっては5,000千円を補助額の上限とする。」を「介護人材資質向上事業及び介護支援専門員研修受講支援事業については、両事業の補助額を合算して、政令市にあっては50,000千円、中核市及び広域連合にあっては20,000千円、政令市及び中核市を除く市にあっては10,000千円、それ以外の補助事業者にあっては5,000千円を補助額の上限とする。」に改める。

別表介護の普及啓発事業の項を次のように改める。

介護の普及啓発事業	平成27年10月29日付け27地福第1119号健康福祉部長通知の「介護の普及啓発事業実施要綱」に基づき実施する事業	(1) セミナー・講習会等 1回当たり200千円	介護及び介護の仕事の理解促進・普及啓発を目的として愛知県内で行うセミナー・講習会等の開催に必要な次の経費 賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広報料、手数料）、委託料、使用料（会場使用料、大道具等借上料）	市町村（介護保険の保険者である広域連合を含む。（以下、この表において「市町村等」という。）、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年五月二十六日法律第三十号）第40条第2項第1号から3号に基づく介護福祉士養成施設（以下、この表において「介護福祉士養成施設」という。）を運営する法人、福祉関係職能団体、介護保険法（平成9年法律第123号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく事業所・施設（以下、この表において「介護事業所」という。）を運営する法人、その他介護分野の専門性を有する団体	3/4
		(2) イベント（講演会・シンポジウム等、就職説明会・業界説明会） 1回当たり3,414千円	介護及び介護の仕事の理解促進・普及啓発を目的として愛知県内で行うイベントの開催に必要な次の経費 賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料	市町村等	3/4
		(3) 職場体験 1人につき 1日当たり 6千円	福祉・介護の仕事に関心を有する者に対して実施する職場体験において必要な次の経費 賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料	市町村等	3/4
		(4) 普及啓発資材等作成 1事業者当たり 500千円	介護に従事していない者への介護に関する普及啓発を目的としたリーフレットやポスター等の作成等に必要な次の経費 賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料	市町村等、介護福祉士養成施設を運営する法人、福祉関係職能団体、介護事業所を運営する法人、その他介護分野の専門性を有する団体	3/4

別表介護人材資質向上事業の項を次のように改める。

介護人材資質向上事業	平成27年10月29日付け27地福第1119号健康福祉部長通知の「介護人材資質向上事業実施要綱」に基づき実施する事業	(1) 市町村補助金 ①市町村等が、事業所職員等に対し研修を実施した場合 1回当たり 704千円	市町村等が事業所職員等に対して行う、介護従事者の資質の向上を図るための研修の実施に必要な次の経費 賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	市町村等	3/4
		②市町村等が、事業所の行う研修に対して助成した場合 1回当たり 150千円	事業所が行う介護従事者の資質向上を図るための研修に対して市町村等が助成する次の経費 負担金、補助金及び交付金		
		③市町村等が、事業所が負担する職員の研修受講料に対して助成した場合 市町村等が負担した額	事業所が従業者に介護従事者の資質向上を図るための研修を受講させるために負担した受講料に対して市町村等が助成する次の経費 負担金、補助金及び交付金		
		(2) 介護人材養成関係団体補助金 ①介護従事者資質向上補助金 1回当たり 101千円	関係団体が介護の仕事に従事している者やこれから従事しようとする者に対して介護技術の向上及び取得等のために実施する研修の開催に必要な次の経費 賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料（会場使用料）、賃借料	介護福祉士養成施設を運営する法人、介護分野の専門性を有する団体	3/4
		②介護事業所従事者育成支援補助金 1回当たり 150千円	関係団体が派遣する講師が、事業所の個々の要望や実状に合わせた研修のプログラムを作成し、介護職員として必要な知識・技術に関する研修の開催に必要な次の経費 賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料（会場使用料）、賃借料		
		③外国人介護留学生学習支援事業費補助金 1時間当たり 3,700円	介護福祉士養成施設が外国人留学生に対して行うカリキュラム外講義の開催に必要な経費 賃金、超過勤務手当、報償費（謝金）、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費、使用料及び賃借料、委託料	介護福祉士養成施設を運営する法人	3/4

別表に介護支援専門員研修受講支援事業の項を次のように加える。

介護支援専門員 研修受講支援事 業	令和7年4月11日 付け7高福第48 号福祉局長通知 の「介護支援専 門員研修受講支 援事業実施要 綱」に基づき実 施する事業	市町村等が、介護施設・ 事業所が負担する介護支 援専門員の研修受講料に 対して助成した場合	介護施設・事業所が従業者に介護支援 専門員及び主任介護支援専門員の資格 取得又は資格更新のための研修を受講 させるために負担した受講料に対して 市町村等が助成する次の経費 負担金、補助金及び交付金	市町村等	10/10
		(1) 市町村等が介護施設・事業所が負担した額の3/8を上限として補助した場合			3/4
		市町村等が負担した額			
		(2) それ以外の場合			
		市町村等が負担した額			

別表研修受講支援事業の項を次のように改める。

研修受講支援 事業	平成27年10月 29日付け27地 福第1119号健 康福祉部長通 知の「研修受 講支援事業実 施要綱」に基 づき実施する 事業	(1) 喀痰吸引等研修 ① 1号、2号研修 1人当たり 180千円 ② 3号研修 1人当たり 60千円	従業者に喀痰吸引等研修を受講さ せるために必要な経費 (介護事業所が直接負担する受講 料又は、受講者が支払った受講料 に対する支給金(いずれもテキス ト代、保険料、事務手数料を含 み、交通費、郵送料、基本研修の 再試験代、実地研修の再評価代、 補講代を除く。))	介護事業所を運 営する法人	1/2
		(2) アセッサー講習 1人当たり 20千円			3/4

別表キャリアパス対応生涯研修事業の項を次のように改める。

キャリアパス 対応生涯研修 事業	平成27年10月 29日付け27地 福第1119号健 康福祉部長通 知の「キャリ アパス対応生 涯研修事業実 施要綱」に基 づき実施する 事業	5,809千円	社会福祉法人愛知県社会福祉協 議会が行うキャリアパス対応生涯研 修事業のために必要な次の経費 人件費(給与、手当、社会保険料 等)、賃金、報償費(謝金)、旅 費、需用費(消耗品費、印刷製本 費、材料費等購入費、会議費)、 役務費(通信運搬費、手数料)、 委託料、賃借料、負担金	社会福祉法人愛 知県社会福祉協 議会	10/10
------------------------	--	---------	--	--------------------------	-------

別表法律相談等支援事業の項を次のように改める。

法律相談等支援事業	平成27年10月29日付け27地福第1119号健康福祉部長通知の「法律相談等支援事業実施要綱」に基づき実施する事業	5,956千円	社会福祉法人愛知県社会福祉協議会が介護事業所に対して行う、専門相談対応に必要な次の経費 人件費（給与、手当、社会保険料等）、賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料	社会福祉法人愛知県社会福祉協議会	10/10
-----------	---	---------	---	------------------	-------

別表認知症地域医療支援等事業の項を次のように改める。

認知症地域医療支援等事業	平成27年4月15日老発0415第6号厚生労働省老健局長通知の別添「認知症地域医療支援事業実施要綱」（第8普及啓発推進事業を除く。）に基づき実施する事業及び平成27年10月29日付け27地福第1119号健康福祉部長通知の「認知症対応病院個別指導事業実施要綱」に基づき実施する事業	6,438千円	認知症地域医療支援等事業の実施に必要な次の経費 賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金及び交付金	名古屋市	3/4
--------------	---	---------	--	------	-----

別表認知症介護者等養成研修事業の項を次のように改める。

認知症介護者等養成研修事業	平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知の参考2「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」（4(1)認知症介護基礎研修、4(2)実践研修及び(6)認知症介護指導者養成研修を除く。）に基づき実施する事業	1,340千円	認知症介護実践者等養成事業の実施に必要な次の経費 賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金及び交付金	名古屋市	3/4
---------------	--	---------	---	------	-----

別表介護人材確保対策連携支援事業の項を次のように改める。

介護人材確保 対策連携支援 事業	令和2年8月12 日付け 2 高福 第698号福祉局 長通知の「介 護人材確保対 策連携支援事 業実施要綱」 に基づき実施 する事業	1 市町村等当たり 282千円	市町村等における、行政、介護事 業者及び関係団体等から構成され る介護従事者の確保・定着へ向け た総合的な取組を推進する協議会 等の設置・運営に必要な次の経費 報償費、旅費、需用費(消耗品費、 印刷製本費)、役務費(通信運搬 費)、委託料、使用料及び賃借料	市町村等	3/4
------------------------	--	------------------------	---	------	-----

別紙様式 1（介護の普及啓発事業費補助金）の別紙様式 1－1－2 を次のように改める。

(別紙様式 1－1－2（介護の普及啓発事業費補助金・イベント事業））

年度介護の普及啓発事業所要額調査（内訳書）

(補助事業者名)

イベント事業の名称	総事業費 (A)	寄附金 その他の 収入額 (B)	差引事業費 (A－B) (C)	対象経費の 支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	補助基本額 (G)
	円	円	円	円	3,414,000円/1回 円	円	円
合計					—		

(注) 1

この様式は補助区分ごとに作成すること。ただし、事業の実施が一回の場合は、本様式の作成を省略し、様式1-1のみの作成とすることができる。

2

行が足りない場合は適宜追加し作成すること。

3

F欄にはD欄とE欄のいずれか低い方の額を記入すること。

4

G欄にはC欄とF欄とを比較して、いずれか低い方の額を記入すること。

5

本様式にて算出された合計額を様式1－1の該当欄に記載すること。

別紙様式 2（介護の普及啓発事業費補助金）の別紙様式 2－1－2 を次のように改める。

(別紙様式 2－1－2（介護の普及啓発事業費補助金・イベント事業））

年度介護の普及啓発事業要額精算書（内訳書）

(補助事業者名)

イベント事業の名称	総事業費 (A)	寄附金 その他の 収入額 (B)	差引事業費 (A－B) (C)	対象経費の 支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	補助基本額 (G)
	円	円	円	円	3,414,000円/1回 円	円	円
合計					—		

(注) 1

この様式は補助区分ごとに作成すること。ただし、事業の実施が一回の場合は、本様式の作成を省略し、様式2-1のみの作成とすることができる。

2

行が足りない場合は適宜追加し作成すること。

3

F欄にはD欄とE欄のいずれか低い方の額を記入すること。

4

G欄にはC欄とF欄とを比較して、いずれか低い方の額を記入すること。

5

本様式にて算出された合計額を様式2－1の該当欄に記載すること。

別紙様式 1（介護人材資質向上事業費補助金）の別紙様式 1－1－1 を次のように改める。

(別紙様式 1－1－1（介護人材資質向上事業費補助金・研修実施））

年度介護人材資質向上事業費所要額調書（内訳書）

(補助事業者名)

研修名	総事業費 (A)	寄附金 その他の 収入額 (B)	差引事業費 (A－B) (C)	対象経費の 支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	補助基本額 (G)
	円	円	円	円	704,000円／1回	円	円
合計							

(注) 1 この様式は補助区分ごとに作成すること。ただし、事業の実施が一回の場合は、本様式の作成を省略し、様式1-1のみの作成とすることができる。
2 行が足りない場合は適宜追加し作成すること。
3 F欄にはD欄とE欄のいずれか低い方の額を記入すること。
4 G欄にはC欄とF欄とを比較して、いずれか低い方の額を記入すること。
5 本様式にて算出された合計額を様式 1－1 の該当欄に記載すること。

別紙様式 1（介護人材資質向上事業費補助金）の別紙様式 1－1－4 を次のように改める。

(別紙様式 1－1－4（介護人材資質向上事業費補助金・介護従事者資質向上補助金））

年度介護人材資質向上事業費所要額調書（内訳書）

(補助事業者名)

研修名	総事業費 (A)	寄附金 その他の 収入額 (B)	差引事業費 (A－B) (C)	対象経費の 支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	補助基本額 (G)
	円	円	円	円	101,000円／1回	円	円
合計							

(注) 1 この様式は補助区分ごとに作成すること。ただし、事業の実施が一回の場合は、本様式の作成を省略し、様式1-1のみの作成とすることができる。
2 行が足りない場合は適宜追加し作成すること。
3 F欄にはD欄とE欄のいずれか低い方の額を記入すること。
4 G欄にはC欄とF欄とを比較して、いずれか低い方の額を記入すること。
5 本様式にて算出された合計額を様式 1－1 の該当欄に記載すること。

別紙様式 2（介護人材資質向上事業費補助金）の別紙様式 2－1－1 を次のように改める。

(別紙様式 2－1－1（介護人材資質向上事業費補助金・研修実施）)

年度介護人材資質向上事業費所要額精算書（内訳書）

(補助事業者名)

研修名	総事業費 (A)	寄 附 金 そ の 他 の 収 入 額 (B)	差 引 事 業 費 (A － B) (C)	対 象 経 費 の 支 出 済 額 (D)	基 準 額 (E)	選 定 額 (F)	補 助 基 本 額 (G)
	円	円	円	円	704,000円/1回	円	円
合計							

(注) 1 この様式は補助区分ごとに作成すること。ただし、事業の実施が一回の場合は、本様式の作成を省略し、様式1-1のみの作成とすることができる。
2 行が足りない場合は適宜追加し作成すること。
3 F欄にはD欄とE欄のいずれか低い方の額を記入すること。
4 G欄にはC欄とF欄とを比較して、いずれか低い方の額を記入すること。
5 本様式にて算出された合計額を様式 2－1 の該当欄に記載すること。

別紙様式 2（介護人材資質向上事業費補助金）の別紙様式 2－1－4 を次のように改める。

(別紙様式 2－1－4（介護人材資質向上事業費補助金・介護従事者資質向上補助金）)

年度介護人材資質向上事業所要額精算書（内訳書）

(補助事業者名)

研修名	総事業費 (A)	寄 附 金 そ の 他 の 収 入 額 (B)	差 引 事 業 費 (A － B) (C)	対 象 経 費 の 支 出 済 額 (D)	基 準 額 (E)	選 定 額 (F)	補 助 基 本 額 (G)
	円	円	円	円	101,000円/1回	円	円
合計							

(注) 1 この様式は補助区分ごとに作成すること。ただし、事業の実施が一回の場合は、本様式の作成を省略し、様式1-1のみの作成とすることができる。
2 行が足りない場合は適宜追加し作成すること。
3 F欄にはD欄とE欄のいずれか低い方の額を記入すること。
4 G欄にはC欄とF欄とを比較して、いずれか低い方の額を記入すること。
5 本様式にて算出された合計額を様式 2－1 の該当欄に記載すること。

別紙様式 1（介護支援専門員研修受講支援事業費補助金）を次のように加える。

別紙様式 1（介護支援専門員研修受講支援事業費補助金）

番 号
年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

（住所）

補 助 事 業 者 名

代 表 者 職 氏 名

年度介護支援専門員研修受講支援事業費補助金の交付申請について

このことについて、下記の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金申請額 金 円
- 2 事業所要額調書 （別紙様式 1－1）
- 3 事業計画書 （ " 1－2）
- 4 添付書類
（1）当該事業に係る歳入歳出予算書の抄本
（2）その他参考となる資料

別紙様式 1（介護支援専門員研修受講支援事業費補助金）の別紙様式 1－1 を次のように加える。

別紙様式 1－1（介護支援専門員研修受講支援事業費補助金）

(補助事業者名)

区分	総事業費	寄附金 その他の 収入額	差引事業費 (A－B)	対象経費の 支出予定額	基準額	選定額	補助基本額	補助所要額 (G×3/4 or G) ※1,000円未満切り捨て
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)
	円	円	円	円	円	円	円	円
介護支援専門員研修受講支援 事業費補助金								

(注) 1 別紙 1－2 を作成し、算出された合計額を D 欄に記入すること。

2 F 欄には、D 欄と E 欄のいずれか低い方の額を記入すること。

3 G 欄には、C 欄と F 欄とを比較して、いずれか低い方の額を記入すること。

4 H 欄には G 欄の金額に 3/4 を乗じた額（ただし、1,000 円未満端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。

ただし、補助事業者が補助率を 3/8 とし、補助する場合に限り H 欄には G 欄の金額に 10/10 を乗じた額（ただし、1,000 円未満端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。

5 H 欄が介護人材資質向上事業費補助金との合計で愛知県地域医療介護総合確保基金事業（介護従事者確保分）補助金交付要綱第 2 第 3 項（2）に定める金額を超えるとき、別紙様式 1 に記載する補助金申請額は同項に定める上限額とする。

【参考】愛知県地域医療介護総合確保基金事業（介護従事者確保分）補助金交付要綱第 2 第 3 項（2）に定める金額

政令市にあつては 50,000 千円

中核市及び広域連合にあつては 20,000 千円

上記を除く市にあつては 10,000 千円

町村にあつては 5,000 千円

別紙様式 1（介護支援専門員研修受講支援事業費補助金）の別紙様式 1－2 を次のように加える。

別紙様式1－2

介護支援専門員研修受講支援事業 計画書

補助事業者

1. 事業内容

補助事業名	
補助内容	

※交付要綱、実施要綱等の補助事業及び補助内容のわかる資料を別途添付すること。

2. 支出予定額及び内訳

補助金支給時の端数処理の有無

対象研修種別	対象予定人数 (人)	対象経費 (円)	補助率	交付予定額 (円)
介護支援専門員実務研修				
介護支援専門員更新研修(88時間)				
専門研修課程Ⅰ				
更新研修(32時間)又は専門研修課程Ⅱ				
介護支援専門員更新研修(未経験)又は再研修				
主任介護支援専門員研修				
主任介護支援専門員更新研修				
合計				

※支出予定額の算出に当たっては、受講料を負担する事業者がすべて満額負担したものと見込み作成すること。

別紙様式 2（介護支援専門員研修受講支援事業費補助金）を次のように加える。

別紙様式 2（介護支援専門員研修受講支援事業費補助金）

番 号
年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

（住所）
補 助 事 業 者 名
代 表 者 職 氏 名

年度介護支援専門員研修受講支援事業費補助金に係る事業実績
報告について

年 月 日付けで交付決定を受けたこのことについて、次の関係
書類を添えて提出します。

記

- 1 補 助 金 精 算 額 金 円
- 2 事業所要額精算書 （別紙様式 2－1）
- 3 事業実績報告書 （ " 2－2）
- 4 添 付 書 類
（1）当該事業に係る歳入歳出決算（見込み）書の抄本
（2）その他参考となる資料

別紙様式 2（介護支援専門員研修受講支援事業費補助金）の別紙様式 2－1 を次のように加える。

別紙様式 2－1（介護支援専門員研修受講支援事業費補助金）

(補助事業者名)

区分	総事業費	寄附金 その他の 収入額	差引事業費 (A－B)	対象経費 の支出額	基準額	選定額	補助基本額	補助所要額 (G×3/4 or G) (※1,000円未満は切り捨て)	補助交付 決定額	補助 受入済額	差引 過不足額 (I－J)
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)
介護支援専門員研修受講 支援事業費補助金	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

(注) 1 別紙 2-2 を作成し、算出された合計額を D 欄に記入すること。

2 F 欄には、D 欄と E 欄のいずれか低い方の額を記入すること。

3 G 欄には、C 欄と F 欄とを比較して、いずれか低い方の額を記入すること。

4 H 欄には G 欄の金額に 3/4 を乗じた額（ただし、1,000 円未満端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。

ただし、補助事業者が補助率を 3/8 として補助する場合に限り H 欄には G 欄の金額に 10/10 を乗じた額（ただし、1,000 円未満端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。）を記入すること。

5 H 欄が介護人材資質向上事業費補助金との合計で愛知県地域医療介護総合確保基金事業（介護従事者確保分）補助金交付要綱第 2 第 3 項（2）に定める金額を超えるとき、別紙様式 2 に記載する補助金精算額は同項に定める上限額とする。

【参考】愛知県地域医療介護総合確保基金事業（介護従事者確保分）補助金交付要綱第 2 第 3 項（2）に定める金額

政令市にあっては 5 0, 0 0 0 千円

中核市及び広域連合にあっては 2 0, 0 0 0 千円

上記を除く市にあっては 1 0, 0 0 0 千円

町村にあっては、5, 0 0 0 千円

別紙様式 2（介護支援専門員研修受講支援事業費補助金）の別紙様式 2－2 を次のように加える。

別紙様式2－2

介護支援専門員研修受講支援事業 実績報告書

補助事業者 _____

1. 事業内容

補助事業名	
補助内容	

※交付要綱、実施要綱等の補助事業及び補助内容のわかる資料を別途添付すること。

2. 支出額及び内訳

対象研修種別	対象人数 (人)	対象経費 (円)	補助率	交付額 (円)
介護支援専門員実務研修				
介護支援専門員更新研修(88時間)				
専門研修課程Ⅰ				
更新研修(32時間)又は専門研修課程Ⅱ				
介護支援専門員更新研修(未経験)又は再研修				
主任介護支援専門員研修				
主任介護支援専門員更新研修				
合計				

○支出内訳表(補助先事業所、研修種別毎に内訳とすること)

[illegible]

※記入欄が不足する場合は、適宜欄(行)を増やしてください。

別紙様式 1（研修受講支援事業費補助金）の別紙様式 1－1 を次のように改める。

(別紙様式 1－1（研修受講支援事業費補助金）)

年度研修受講支援事業所要額調書

(補助事業者名)

		総事業費 (A)	寄附金 その他の 収入額 (B)	差引事業費 (A－B) (C)	対象経費の 支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	補助基本額 (G)	補助率	補助所要額 (H)
		円	円	円	円	円	円	円		円
喀痰 吸引等 研修	1号研修 2号研修								1／2	
	3号研修								1／2	
アセッサー講習									3／4	
合計						—				

(注) 1 D～F欄には、別紙様式 1－2 の各合計額を転記すること。

2 G欄にはC欄とF欄とを比較して、いずれか低い方の額を記入すること。

3 H欄にはG欄の金額に補助率を乗じた金額（ただし、1,000円未満端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。

別紙様式 1（研修受講支援事業費補助金）の別紙様式 1－2 を次のように改める。

(別紙様式 1-2（研修受講支援事業費補助金）)

1. 研修受講支援事業 事業計画書

補助事業者名

(1) 喀痰吸引等研修

① 1号・2号研修

受講予定者 所属事業所名 (介護事業所番号)	受講予定者氏名	受講予定研修機関	予定研修期間	受講料 (円)	対象経費の支出 予定額 (円) ※ 1	基準額 (円) ※ 2 (180,000円／1人)	選定額 (円) ※ 3 (※ 1 と ※ 2 の低 い方の額)	費用負担方法 ※ 4	支払 予定日
()									
()									
合計									

② 3号研修

受講予定者 所属事業所名 (介護事業所番号)	受講予定者氏名	介護 サービス 提供 機関	受講予定研修機関	予定研修期間	受講料 (円)	対象経費の支出 予定額 (円) ※ 1	基準額 (円) ※ 2 (60,000円／1人)	選定額 (円) ※ 3 (※ 1 と ※ 2 の低 い方の額)	費用負担方法 ※ 4	支払 予定日
()										
()										
合計										

(2) アセッサー講習

受講予定者 所属事業所名 (介護事業所番号)	受講予定者氏名	受講予定研修機関	予定研修期間	受講料 (円)	対象経費の支出 予定額 (円) ※ 1	基準額 (円) ※ 2 (20,000円／1人)	選定額 (円) ※ 3 (※ 1 と ※ 2 の低 い方の額)	費用負担方法 ※ 4	支払 予定日
()									
()									
合計									

注：記入欄が不足する場合は、適宜欄を増やしてください。
喀痰吸引等研修の 3 号研修については、実地研修協力者（特定の対象者）が利用しているサービス区分に○を付してください。

※ 1 補助対象は、受講料を事業者が負担する場合であり、個人が負担する場合は補助対象外です。

※ 1～3 本様式で算出された合計額を、別紙様式 1－1 の該当欄に記載してください。

※ 4 「費用負担方法」の欄は、事業者が直接受講料を支払う場合は「直接負担」、受講者に支給する場合は「支給金」と記載してください。

2. 対象経費(※)の支出予定額算出内訳

区 分	支出予定額	算 出 内 訳
(1)喀痰吸引等研修 ①1号・2号研修	円	円
(1)喀痰吸引等研修 ②3号研修		
(2)アセッサー講習		
合 計		

※従業者に喀痰吸引等研修、アセッサー講習を受講させるために必要な経費
(介護事業所が直接負担する受講料又は、受講者が支払った受講料に対する支給金)

・交通費、郵送料は除く

・喀痰吸引等研修の基本研修の再試験、実地研修の再評価、補講代は対象外

別紙様式 2（研修受講支援事業費補助金）の別紙様式 2－1 を次のように改める。

(別紙様式 2－1（研修受講支援事業費補助金）)

年度 研修受講支援事業所要額精算書

(補助事業者名)

		総事業費 (A)	寄附金 その他の 収入額 (B)	差引事業費 (A)-(B)=(C)	対象経費の 支出済額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	補助基本額 (G)	補助率	補助所要額 (H)	補助交付 決定額 (I)	補助受入済 額 (J)	差引 過不足額 (I)-(J)=(K)
		円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円
喀痰 吸引等 研修	1号 研修												
	2号 研修								1／2				
	3号 研修								1／2				
アセッサー講習									3／4				
合計						—							

(注) 1 D～F欄には、別紙様式 2－2 の各合計額を転記すること。
2 G欄にはC欄とF欄とを比較して、いずれか低い方の額を記入すること。
3 H欄にはG欄の金額に補助率を乗じた額（ただし、1,000円未満端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。

別紙様式 2（研修受講支援事業費補助金）の別紙様式 2－2 を次のように改める。

(別紙様式 2-2（研修受講支援事業費補助金）)

1. 研修受講支援事業 事業実績報告書

(補助事業者名)

(1) 喀痰吸引等研修

① 1号・2号研修

受講者 所属事業所名 (介護事業所番号)	受講者氏名	受講研修機関	(予定) 研修期間	受講料 (円)	対象経費の 支出済額 (円) ※ 1	基準額 (円) ※ 2 (180,000円/1人)	選定額 (円) ※ 3 (※ 1 と ※ 2 の低 い方の額)	費用負担方法 ※ 4	支払日
()									
()									
合計									

② 3号研修

受講者 所属事業所名 (介護事業所番号)	受講者氏名	介護 サービス 提供 施設 サービス 提供 施設	受講研修機関	(予定) 研修期間	受講料 (円)	対象経費の 支出済額 (円) ※ 1	基準額 (円) ※ 2 (60,000円/1人)	選定額 (円) ※ 3 (※ 1 と ※ 2 の低 い方の額)	費用負担方法 ※ 4	支払日
()										
()										
合計										

(2) アセッサー講習

受講者 所属事業所名 (介護事業所番号)	受講者氏名	受講研修機関	研修期間	受講料 (円)	対象経費の 支出済額 (円) ※ 1	基準額 (円) ※ 2 (20,000円/1人)	選定額 (円) ※ 3 (※ 1 と ※ 2 の低 い方の額)	費用負担方法 ※ 4	支払日
()									
()									
合計									

注：記入欄が不足する場合は、適宜欄を増やしてください。
喀痰吸引等研修の3号研修については、実地研修協力者（特定の対象者）が利用しているサービス区分に○を付してください。

※ 1 補助対象は、受講料を事業者が負担する場合であり、個人が負担する場合は補助対象外です。
※ 1～3 本様式で算出された合計額を、別紙様式 2－1 の該当欄に記載してください。
※ 4 「費用負担方法」の欄は、事業者が直接受講料を支払う場合は「直接負担」、受講者に支給する場合は「支給金」と記載してください。

2. 対象経費(※)の支出額 算出内訳

区 分	支 出 額	算 出 内 訳
(1)喀痰吸引等研修 ①1号・2号研修	円	円
(1)喀痰吸引等研修 ②3号研修		
(2)アセッサー講習		
合 計		

※従業者に喀痰吸引等研修、アセッサー講習を受講させるために必要な経費
(介護事業所が直接負担する受講料又は、受講者が支払った受講料に対する支給金)
・交通費、郵送料は除く
・喀痰吸引等研修の基本研修の再試験、実地研修の再評価、補講代は対象外

別紙様式 1（認知症地域医療支援等事業費補助金）の様式 2 を次のように改める。

(様式2(認知症地域医療支援等事業費補助金))

事業計画書

(補助事業者名)

事業区分	事業内容	
	研修内容	
認知症サポート医 フォローアップ研修	受講予定回数	
	受講予定者数	
	事業委託の有無	有 ・ 無
	委託先団体名	
かかりつけ医認知症 対応力向上研修事業	実施予定回数	
	受講予定者数	
	事業委託の有無	有 ・ 無
	委託先団体名	
病院勤務の医療従事者向け 認知症対応力向上研修事業	実施予定回数	
	受講予定者数	
	事業委託の有無	有 ・ 無
	委託先団体名	
	研修実施 予定場所	
歯科医師認知症 対応力向上研修事業	実施予定回数	
	受講予定者数	
	事業委託の有無	有 ・ 無
	委託先団体名	
薬剤師認知症 対応力向上研修事業	実施予定回数	
	受講予定者数	
	事業委託の有無	有 ・ 無
	委託先団体名	
看護職員認知症 対応力向上研修事業	実施予定回数	
	受講予定者数	
	事業委託の有無	有 ・ 無
	委託先団体名	
病院勤務以外の看護師等認知症 対応力向上研修	実施予定回数	
	受講予定者数	
	事業委託の有無	有 ・ 無
	委託先団体名	
認知症対応病院個別指導事業	認知症対応病院 活動促進事業 実施予定内容	
	事業委託の有無	有 ・ 無
	委託先団体名	

補助対象経費支出予定額内訳書	事業区分	対象経費の支出予定額 (単位:円)	積算内訳
	認知症サポート医 フォローアップ研修		
	かかりつけ医認知症 対応力向上研修		
	病院勤務の医療従事者向け 認知症対応力向上研修事業		
	歯科医師認知症 対応力向上研修		
	薬剤師認知症 対応力向上研修		
	看護職員認知症 対応力向上研修		
	病院勤務以外の看護師等認知症 対応力向上研修		
	認知症対応病院個別指導事業		
	合 計		

(注) 積算内訳は、補助金交付要綱の別表の第4欄を参考に記載すること。
また、事業を委託により行う場合には、委託料のみとせず、委託事業の内訳を記載すること。

別紙様式 2（認知症地域医療支援等事業費補助金）の様式 2 を次のように改める。

(様式2(認知症地域医療支援等事業費補助金))
事業実績報告書
 (補助事業者名)

事業区分	事業内容	
	実施回数	受講者数
認知症サポート医 フォローアップ研修	研修内容	
	受講回数	
	受講者数	
	事業委託の有無	有 ・ 無
	委託先団体名	
かかりつけ医認知症 対応力向上研修事業	実施回数	
	受講者数	
	事業委託の有無	有 ・ 無
	委託先団体名	
病院勤務の医療従事者向け 認知症対応力向上研修事業	実施回数	
	受講者数	
	事業委託の有無	有 ・ 無
	委託先団体名	
	研修実施場所	
歯科医師認知症 対応力向上研修事業	実施回数	
	受講者数	
	事業委託の有無	有 ・ 無
	委託先団体名	
薬剤師認知症 対応力向上研修事業	実施回数	
	受講者数	
	事業委託の有無	有 ・ 無
	委託先団体名	
看護職員認知症 対応力向上研修事業	実施回数	
	受講者数	
	事業委託の有無	有 ・ 無
	委託先団体名	
病院勤務以外の看護師等認知症 対応力向上研修	実施回数	
	受講者数	
	事業委託の有無	有 ・ 無
	委託先団体名	
認知症対応病院個別指導事業	認知症対応病院 活動促進事業 実施内容	
	事業委託の有無	有 ・ 無
	委託先団体名	

補助対象経費支出済額内訳書	事業区分	対象経費の 支出済額 (単位:円)	積算内訳
	認知症サポート医 フォローアップ研修		
	かかりつけ医認知症 対応力向上研修		
	病院勤務の医療従事者向け 認知症対応力向上研修事業		
	歯科医師認知症 対応力向上研修		
	薬剤師認知症 対応力向上研修		
	看護職員認知症 対応力向上研修		
	病院勤務以外の看護師等認知症 対応力向上研修		
	認知症対応病院個別指導事業		
	合 計		

別紙様式 1（介護人材確保対策連携支援事業費補助金）の別紙様式 1－1 を次のように改める。

別紙様式 1－1

介護人材確保対策連携支援事業費補助金所要額調書

総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の支出予定額	基準額	選定額	補助基本額	補助所要額
A	B	A-B=C	D	E	F	G	H
円	円	円	円	円	円	円	円
				282,000			

(注) 1

黄色網掛け部にみに記入すること。

2

様式 1-1(2)の対象経費の支出予定額算出内訳を作成し、添付すること。

3

F欄には、D欄とE欄を比較していずれか低い方の額を記入すること。

4

G欄には、C欄とF欄を比較していずれか低い方の額を記入すること。

5

H欄には、G欄の額に3／4を乗じて得た額(ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別紙様式 2（介護人材確保対策連携支援事業費補助金）の別紙様式 2－1 を次のように改める。

別紙様式 2-1

介護人材確保対策連携支援事業費補助金所要額精算書

総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の支出額	基準額	選定額	補助基本額	補助所要額	補助交付額	補助受入済額	差引過不足額
A	B	A-B=C	D	E	F	G	H	I	J	I-J=K
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
				282,000						

(注) 1

黄色網掛け部にみに入力すること。

2

別紙 2-1(2) 対象経費の実支出額算出内訳を作成し、添付すること。

3

F欄には、D欄とE欄を比較していずれか低い方の額を記入すること。

4

G欄には、C欄とF欄を比較していずれか低い方の額を記入すること。

5

H欄には、G欄の額に3／4を乗じて得た額(ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

この要綱は、令和 7 年 4 月 日に施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。